

第 2 章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(標準修業年限)

第 8 条 学部の標準修業年限は 4 年とする。

(在学期間)

第 9 条 学部には、8 年を超えて在学することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、長期履修学生として認められた学生は 8 年を超えて 12 年まで在学することができる。
- 3 長期履修制度に関し、必要な事項は別に定める。

(学 年)

第 10 条 学年は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(学 期)

第 11 条 学年を次の 2 学期に分ける。

- (1) 前 期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで
- (2) 後 期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 12 条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (3) 開学記念日
 - (4) 夏季休業
 - (5) 冬季休業
 - (6) 春季休業
- 2 前項第 4 号から 6 号までの休業期間は、学年暦による。
- 3 学長は、必要がある場合は臨時に休業日を設け、若しくは休業日を変更し、又は休業日に授業を行わせることができる。

第 3 章 教育課程・授業科目及び履修方法等

(教育課程、授業科目)

第 13 条 本学の教育課程は、必修科目、選択科目に分け、これらを各年次に配当し、編成する。

- 2 各授業科目の種類及び単位は別表 I のとおりとする。

(単位の計算方法)

第14条 各授業科目の単位数は1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

- (1) 講義及び演習については15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(卒業に必要な授業科目の履修と単位数)

第15条 リハビリテーション学科の各専攻の卒業に必要な授業科目の単位数は次表のとおりである。

【2018年度以降の理学療法学専攻、作業療法学専攻入学者対象】

区 分	教養分野	専門基礎分野	専門分野	合計	
理学療法学	必修科目	7単位	32単位	62単位	101単位
	選択科目	15単位以上	4単位以上	6単位以上	25単位以上
	合 計	22単位以上	36単位以上	68単位以上	126単位以上
作業療法学	必修科目	7単位	29単位	68単位	104単位
	選択科目	15単位以上	4単位以上	3単位以上	22単位以上
	合 計	22単位以上	33単位以上	71単位以上	126単位以上

【2014年度以降の理学療法学専攻、作業療法学専攻、言語聴覚学専攻入学者対象】

区 分	教養分野	専門基礎分野	専門分野	合計	
理学療法学	必修科目	9単位	30単位	63単位	102単位
	選択科目	13単位以上	6単位以上	5単位以上	24単位以上
	合 計	22単位以上	36単位以上	68単位以上	126単位以上
作業療法学	必修科目	9単位	28単位	68単位	105単位
	選択科目	13単位以上	5単位以上	3単位以上	21単位以上
	合 計	22単位以上	33単位以上	71単位以上	126単位以上
言語聴覚学	必修科目	10単位	34単位	64単位	108単位
	選択科目	12単位以上	3単位以上	3単位以上	18単位以上
	合 計	22単位以上	37単位以上	67単位以上	126単位以上

【2018 年度以降のリハビリテーション心理学専攻入学者対象】

区 分		教養分野	専門基礎分野	専門分野	合計
心 理 学	必修科目	10 単位	12 単位	30 単位	52 単位
	選択科目	21 単位以上	29 単位以上	24 単位以上	74 単位以上
	合 計	31 単位以上	41 単位以上	54 単位以上	126 単位以上

【2016 年度以降のリハビリテーション心理学専攻入学者対象】

区 分		教養分野	専門基礎分野	専門分野	合計
心 理 学	必修科目	13 単位	28 単位	47 単位	88 単位
	選択科目	18 単位以上	16 単位以上	4 単位以上	38 単位以上
	合 計	31 単位以上	44 単位以上	51 単位以上	126 単位以上

【2013 年度までの入学者対象】

区 分		教養分野	専門基礎分野	専門分野	合計
理 学 療 法 学	必修科目	9 単位	25 単位	63 単位	97 単位
	選択科目	17 単位以上	8 単位以上	4 単位以上	29 単位以上
	合 計	26 単位以上	33 単位以上	67 単位以上	126 単位以上
作 業 療 法 学	必修科目	9 単位	25 単位	63 単位	97 単位
	選択科目	17 単位以上	8 単位以上	4 単位以上	29 単位以上
	合 計	26 単位以上	33 単位以上	67 単位以上	126 単位以上
言 語 聴 覚 学	必修科目	9 単位	25 単位	53 単位	87 単位
	選択科目	17 単位以上	18 単位以上	4 単位以上	39 単位以上
	合 計	26 単位以上	43 単位以上	57 単位以上	126 単位以上

(学修の評価及び単位の授与)

第 16 条 授業科目を履修した学生に対しては、成績評価厳格化のため GPA 制度を導入する。

学修の成果を A+ (90 点以上), A (80 点以上 90 点未満), B (70 点以上 80 点未満), C (60 点以上 70 点未満), D (60 点未満) の 5 段階で評価し、A+, A, B, C を合格とする。

2 前項に定める成績評価基準をもとに、履修単位の上限設定 (CAP 制) を行う。GPA 制度、CAP 制に関する規程は別に定める。

3 あらかじめ履修する旨登録された授業科目を履修し、合格した者には所定の単位を与える。

(履修届)

第 17 条 学生は履修しようとする授業科目を選択し、指定期間内に履修届を所属学科長に提出しなければならない。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 18 条 学長は、他の大学の授業科目の履修を希望する学生があるときは、教育上有益と認められた場合に限り、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により取得したものとみなし、単位を与えることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 19 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 20 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学又は短期大学において科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学入学後の授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、第 18 条並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 4 章 試験、卒業及び学位

(試験)

第 21 条 試験は履修した科目について、科目終了時に行なう。ただし、教授会の議を経て学長が特別に認めた授業科目は、この限りでない。

2 前項の試験のほか、教授会の議を経て学長が臨時に試験を行うことがある。

3 正当な理由により受験できなかった者には、教授会の議を経て学長が認めた限度内において追試験を行うことがある。

(試験の方法)

第 22 条 試験の方法は、筆記試験による。ただし、授業科目によってはレポート等の提出もしくは実技・口頭試験にかえることがある。

(卒業)

第 23 条 学長は、本学に 4 年以上在学し、第 15 条に規定する単位を修得した者について、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

(学 位)

第 24 条 学長は、前条により卒業を認定された者に対して、学士（リハビリテーション学）の学位を授与する。

2 学位の授与に関する規定は、別に定める。

第 5 章 入学、再入学、編入学、留学、休学、転学、退学等

(入学資格)

第 25 条 本学の学部の第 1 年次に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又はこれに準じる者で、文部科学大臣の指定した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準じる者で、文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 150 条第 4 号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者